

株 主 各 位

東京都新宿区四谷一丁目2番地
高千穂交易株式会社
代表取締役社長 戸田 秀雄

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、同封の保護シールをご貼付のうえ、平成23年6月27日(月曜日)午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付いただきたく、よろしくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月28日(火曜日)午前10時
 2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ ザ・メイン宴会場階 「鶴東の間」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
 3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第60期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第60期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案： 剰余金の処分の件
 - 第2号議案： 取締役1名選任の件
 - 第3号議案： 監査役2名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申しあげます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.takachiho-kk.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の改善などを背景に、輸出や生産が増加し、つれて企業収益も改善していますが、引き続き雇用・所得環境が厳しい状況にあるほか、東日本大震災の影響も懸念されるなど、先行きには不透明感が窺われます。

当社グループの市場環境は引き続き競争激化の状況にあります。前年度から取り組んでいる「収益基盤の再構築」に加え、当年度より新たに「新規(事業・市場・商品)の創出」を経営基本方針に掲げ、システムセグメントでは、新規市場へ商品監視システムの拡販を進めるほか、新規商材の早期投入や中国市場での販売体制の強化を図っております。他方、デバイスセグメントにおいては、FAE(フィールド・アプリケーション・エンジニア)による技術提案をより一層強化し、付加価値の高い産業機器分野向け半導体の販売に注力するほか、新たに中国ローカル企業へ機構部品を販売すべく、営業体制の構築に取り組んでおります。

このような状況の中、当連結会計年度の経営成績は、売上高では、中国を中心とした海外向け製品の生産拡大などを受けて産機商品類の販売が高伸したことを主因に、全体で前期比8億92百万円(5.2%)増の182億円となりました。

損益につきましては、売上高の増加と、売上総利益率の改善、販売費及び一般管理費の削減による損益分岐点の大幅な引下げ効果が相俟って、営業利益は前期比5億59百万円増(3.1倍)の8億23百万円、経常利益は前期比5億96百万円増(2.9倍)の9億18百万円、当期純利益は前期比2億70百万円増(2.8倍)の4億19百万円となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

【売上高の内訳】

セグメント区分		当期売上高	構 成 比	前期比増減額	前期比増減率
		百万円	%	百万円	%
システム	セキュリティ	3,391	18.6	85	2.6
	メーリング	510	2.8	△78	△13.4
	その他	964	5.3	118	14.0
	計	4,866	26.7	125	2.6
デバイス	電 子	7,460	41.0	55	0.8
	産 機	3,822	21.0	517	15.6
	計	11,282	62.0	573	5.4
カスタマ・サービス		2,051	11.3	193	10.4
合 計		18,200	100.0	892	5.2

- (注) 1. 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。
 2. 記載の百分比は、小数第2位を四捨五入して表示しております。
 3. 当連結会計年度から会計基準の変更により、システムセグメントの事業区分を一部変更しております。これに伴い、前期との比較については、前連結会計年度の事業区分を当連結会計年度の事業区分に組み替えて比較しております。

【システムセグメント】

システムセグメントの売上高は、前期比2.6%増の48億66百万円、営業利益は50百万円となりました。

セキュリティ商品類では、前年度に高伸した輸出向け製品に内蔵される防犯タグの販売が低調に推移しましたが、主力のGMS（大手総合スーパーマーケット）市場での販売が徐々に持ち直してきたほか、ドラッグストア市場における競合他社製品の大型リプレイス案件の獲得などから、売上高は前期比2.6%増の33億91百万円となりました。

メーリング商品類では、セキュリティ機能付き高速インクジェットプリンターの販売が好調に推移しましたが、主力のメールインサーティング・システムの販売が振るわず、売上高は前期比13.4%減の5億10百万円となりました。

その他商品類では、外資系企業を中心にオフィスセキュリティ関連投資を再開する動きが見られる中、入退室管理システムの大型案件獲得などから、売上高は前期比14.0%増の9億64百万円となりました。

【デバイスセグメント】

デバイスセグメントの売上高は、前期比5.4%増の112億82百万円、営業利益は前期比2.3倍の6億45百万円となりました。

電子商品類では、パソコンなどの民生品向け半導体の販売が低調に推移しましたが、重点市場として位置づけている産業機器向け半導体の販売などが好調に推移したことから、売上高は前期比0.8%増の74億60百万円となりました。

産機商品類では、中国向けを中心とした主力のATM(現金自動預け払い機)向けや、住宅設備機器向け機構部品の販売が好調に推移したほか、新たに遊技市場向けの販売が立ち上がったことなどから、前期比15.6%増の38億22百万円となりました。

【カスタマ・サービスセグメント】

カスタマ・サービスセグメントは、引き続き保守契約更新を見送る動きが見られましたが、商品監視システムや入退室管理システムなどの納入・設置案件が増加したことなどから、売上高は前期比10.4%増の20億51百万円、営業利益は前期比28.9%減の1億35百万円となりました。

(注) 当連結会計年度から会計基準の変更により、全社費用の配賦方法を変更しております。これに伴い、各セグメント営業利益の前期比較については、前連結会計年度の実績を当連結会計年度の配賦方法に組み替えて比較しております。

2. 設備投資等の状況

該当事項はありません。

3. 資金調達の状況

当社は、(株)みずほコーポレート銀行と5億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において当該契約に基づく実行残高はありません。

4. 対処すべき課題

当社グループは、厳しい状況下においても、企業の持続的成長と将来展望が可能な利益を確保し、将来大きく飛躍するための基盤を整えるため、2009年度からの2年間、「収益基盤の再構築」に取り組んでまいりました。こうした取り組みが奏功し、売上総利益率の上昇、販売費及び一般管理費の削減による損益分岐点の大幅な引下げを実現することができました。しかしながら、販売面では、生産や設備投資が回復基調にある中、依然として低水準からの脱却には至らず、その成長には未だ課題を残しています。

こうした状況を踏まえ、当社グループでは、「独自の付加価値創出」「グローバルビジネスの本格展開」を新たな成長戦略のスローガンに掲げ、既存事業における競争力の強化を図るとともに、新たな市場に商品の販路を拡げ、飛躍的な成長を目指してまいります。

そのために対処すべき主な課題は、以下のとおりであります。

- (1) 既存事業の競争力強化による収益拡大
- (2) 新規創出による事業成長サイクルの確立
- (3) グローバルビジネスの本格展開
- (4) 「技術」「創造」、企業文化醸成と人材育成
- (5) グループ経営の効率化と内部統制を通じたコーポレート・ガバナンスの強化

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第57期 (平成20年3月期)	第58期 (平成21年3月期)	第59期 (平成22年3月期)	第60期 (平成23年3月期)
売 上 高 (百万円)	32,938	26,167	17,308	18,200
経 常 利 益 (百万円)	1,210	688	321	918
当 期 純 利 益 (百万円)	240	176	148	419
1株当たり当期純利益 (円)	23.97	17.45	14.72	41.48
総 資 産 (百万円)	19,540	17,376	17,369	17,321
純 資 産 (百万円)	13,632	13,494	13,448	13,571

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。
2. 第57期(平成20年3月期)は、前期に引き続きデバイス事業が好調を持続し、売上高は増収となりました。しかしながら、売上高増加に伴う経費の増加や中長期的成長に向けた人員の増加などから、販売費及び一般管理費が増加し、経常利益は減益となりました。また、遊休土地にかかる繰延税金資産の取崩しを行った影響のほか、投資有価証券評価損を計上したことなどから、当期純利益は大幅減収となりました。
- 第58期(平成21年3月期)は、世界経済の後退等を背景に、デバイス事業、システム機器事業において、それぞれ主力の電子商品類、セキュリティ商品類の販売が振るわず大幅な減収となりました。損益については、付加価値提案の強化などが奏功し、売上総利益率は改善したものの、大幅な減収の影響が大きく、各利益とも減収となりました。
- 第59期(平成22年3月期)は、前期に引き続き主力の電子商品類、セキュリティ商品類を中心に販売が振るわず大幅な減収となりました。損益については、一層の売上総利益率の改善と販売費及び一般管理費の削減が進んだものの、大幅な減収の影響が大きく、各利益とも減収となりました。
- 第60期(平成23年3月期)は、前記「1.事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

6. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 エ ス キ ュ ー プ	100百万円	100%	電子機器による盗難防止・防犯管理システムの開発・製造及び販売
高千穂コムテック 株 式 会 社	80百万円	100%	メーリングシステムの輸出入、販売及び保守
ジェイエムイー 株 式 会 社	12百万円	100%	電子部品及び機構部品の輸出入、販売
TAKACHIHO K O H E K I (H . K .) L T D .	715千香港ドル	100%	電子部品、機構部品及びセキュリティ機器の販売
提凱貿易(上海) 有 限 公 司	1百万人民币	100%	電子部品及び機構部品の販売

(注) 提凱貿易(上海)有限公司は、当社100%出資子会社であるTAKACHIHO KOHEKI(H.K.)LTD.の100%出資の子会社であるため、上記議決権比率は間接所有であります。

7. 主要な事業内容

当社グループは、当社及び連結子会社5社で構成され、エレクトロニクスを核とする先端技術商品及び有力メーカーを広く海外に探求・開拓し、商品の輸出入及び販売ならびに据付・保守・システム設計・運用受託等のサービスの提供を主な内容として、広範囲に事業活動を展開しております。

現在取扱っている商品は、セキュリティシステム・メーリングシステム・その他エレクトロニクス応用機器及びアプリケーション・ソフトウェアならびに半導体・電子部品及び機構部品等であります。

セグメントと商品との関連を表にすると、次のとおりであります。

セグメント	主な事業の内容	主な会社
システム		
セキュリティ商品類	商品監視システム(万引き防止装置、センサーケーブル式警報機、セキュリティタグ等)、映像監視システム等の販売、各種システム設計・構築	当社 株式会社エスケープ
メーリング商品類	メールインサートティング・システム(封入封緘機)、インクジェットイメージング・システム及び封入封緘運用総合管理システム等の販売、各種システム設計・構築	高千穂 コムテック(株)
その他商品類	その他システム機器(入退室管理システム、ネットワークセキュリティ関連機器、RFID図書館システム)等の販売、各種システム設計・構築	当社
デバイス		
電子商品類	アナログICを中心としたヒューマンインターフェイスを構成する加速度センサなどの各種センサ及び通信用ICの販売	当社 ジェイエムイー(株) TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD. 提凱貿易(上海) 有限公司
産機商品類	スライドレール、ガスピリング、キー、ダンパー、昇降システム等の安全・省力化機構部品等の販売	当社 ジェイエムイー(株) TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD. 提凱貿易(上海) 有限公司
カスタマ・サービス	システムセグメントの各商品類に関する据付及び保守・システム設計・システム運用受託・ネットワーク不正侵入予知等サービス	当社 高千穂 コムテック(株)

(注) 商品・専門語等用語について

1. セキュリティタグ：万引き防止装置が感知するための商品に取付けられる特殊なタグ。
2. 封入封緘機：郵便物の選択・封入及び封緘業務の自動化機器。
3. RFID図書館システム：ICチップを蔵書に貼付け、貸出・返却業務の迅速化・自動化、棚卸管理の効率化を実現するシステム。
4. スライドレール：ボールベアリングを組込んだ金属製のレールで、使うことにより小さい力で重量物の引出しやスムーズな引出しなどができるもの。
5. ガススプリング：窒素ガスを管に閉じ込め、ガスの反発力により小さい力で重い扉の上下開閉ができるもの(例：自動車のハッチバックの開閉に使用)。
6. ダンパー：オイルの粘性抵抗を利用した緩衝機構で、引出し部開閉時の衝撃吸収などに使用。

8. 主要な事業所

(1) 当社

① 本 社(東京都新宿区)

② 支 店

大 阪 支 店(大阪市北区)

名 古 屋 支 店(名古屋市中村区)

③ 営 業 所

札 幌 営 業 所(札幌市)

九 州 営 業 所(福岡市)

④ 海外駐在員事務所 米国(SAN MATEO, CA)

(2) 株式会社エスキューブ

本社 東京都千代田区

(3) 高千穂コムテック株式会社

本社 東京都新宿区

(4) ジェイエムイー株式会社

本社 東京都新宿区

(5) TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD.

本社 中国 香港

(6) 提凱貿易(上海)有限公司

本社 中国 上海

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数(名)
システム	116
デバイス	110
カスタマ・サービス	52
全社共通	53
合計	331

(注) 従業員数は就業人員で、正社員・契約社員の人数であります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
276名	△20名	36.2歳	11.7年

(注) 上記従業員数は、子会社等への出向者29名を含んでおりません。

10. 主要な借入先

借入残高はありません。

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 36,000,000株
2. 発行済株式の総数 10,140,300株(うち自己株式 26,233株)
3. 単元株式数 100株
4. 株 主 数 13,081名
5. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 マ ー ス エ ン ジ ニ ア リ ン グ	804,000株	7.94%
セ コ ム 株 式 会 社	450,000	4.44
栃 本 京 子	417,800	4.13
日 立 オ ー ト モ テ ィ ブ シ ス テ ム ズ 株 式 会 社	380,000	3.75
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	300,600	2.97
山 村 秀 彦	266,000	2.63
株 式 会 社 マ ー ス テ ク ノ サ イ エ ン ス	265,000	2.62
竹 田 和 平	260,000	2.57
佐 々 木 豊 実	240,000	2.37
今 福 邦 彦	221,900	2.19

(注) 上記持株比率は、自己株式(26,233株)を控除して算出し、小数第3位以下を切捨てて表示しております。

6. その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

III 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における新株予約権の状況

(1) 新株予約権の数

57個

(2) 目的となる株式の種類及び数

普通株式 85,500株(新株予約権1個あたり1,500株)

(3) 取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次(行使価額)	行使期間	個数	保有者数
社外監査役	第6回(1,014円)	平成23年8月1日 ～平成26年7月31日	8個	2名

2. 当事業年度中に当社従業員に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	重要な兼職の状況
山村 秀彦	取締役会長	
戸田 秀雄	代表取締役社長	
小原 敬一	取締役	
広木 邦昭	取締役	
田代 守彦	取締役	
石坂 文人	取締役	株式会社第一興商 社外監査役
武智 良泰	常勤監査役	
柴崎 伸雄	監査役	税理士 ガンプロ株式会社 社外監査役 株式会社エイワ 社外監査役 手塚プロダクション株式会社 社外監査役
小海 正勝	監査役	弁護士 日本風力開発株式会社 社外監査役
石原 良一	監査役	公認会計士

- (注) 1. 取締役 田代守彦、石坂文人の両氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
2. 監査役 柴崎伸雄、小海正勝、石原良一の各氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
3. 監査役 柴崎伸雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役 石原良一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 石坂文人氏及び監査役 柴崎伸雄、小海正勝の両氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
5. 取締役 広木邦昭氏は、平成22年6月25日開催の第59回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
6. 取締役 赤堀寛人氏は、平成22年6月25日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
7. 当社は意思決定の迅速化及び業務執行体制の強化等を図るため、執行役員制度を導入いたしております。当期末における執行役員は次のとおりであります。

執行役員

氏名	会社における地位	担当業務
戸田 秀雄	社長執行役員	営業本部長
山本 茂	常務執行役員	営業本部デバイスセグメント担当
小原 敬一	執行役員	新規事業推進室長
広木 邦昭	執行役員	経営システム本部長
赤堀 寛人	執行役員	大阪支店長、支店担当
横戸 憲一	執行役員	営業本部電子事業部長
平山 英樹	執行役員	営業本部システムセグメント担当
平田 嘉昭	執行役員	営業本部産機事業部長
市川 陽三	執行役員	営業本部デバイスセグメント担当

8. 平成23年4月1日付で、執行役員 小原敬一氏の担当業務を以下のとおり変更いたしました。

氏 名	会社における地位	担 当 業 務
小 原 敬 一	執 行 役 員	営業本部 新規事業推進室長 兼 海外事業推進室長

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	98,460千円 (13,220千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	32,633千円 (16,933千円)
合 計	11名	131,093千円

- (注) 1. 上記支給額には、当事業年度に係る役員賞与引当金として費用処理した9,150千円(取締役6名に対し7,700千円、監査役4名に対し1,450円)を含んでおります。
2. 上記支給額には、平成21年7月17日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとして監査役2名に付与した新株予約権853千円を含んでおります。
3. 上記支給額には、平成22年6月25日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 赤堀寛人氏への支給分を含めております。
4. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 取締役 田代守彦

① 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。

(2) 取締役 石坂文人

① 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。

(3) 監査役 柴崎伸雄

① 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会16回のうち13回に出席し、また、監査役会17回のうち15回に出席しており、税理士としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。

(4) 監査役 小海正勝

① 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、また、監査役会17回のうち16回に出席しており、弁護士としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。

(5) 監査役 石原良一

① 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、また、監査役会17回全てに出席しており、公認会計士としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

32,000千円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

32,000千円

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社都合の場合のほか、当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

4. 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社のうち、TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD. 及び提凱貿易(上海)有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

VI 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社取締役及び使用人は、「企業理念」「高千穂交易グループCSR憲章」「高千穂交易グループ企業行動規範」のもと、法令順守はもとより企業倫理の順守及び浸透を率先垂範して行う。
- ② 取締役会に社外取締役を加え、取締役の職務執行に関する監督機能を維持・向上させる。
- ③ 「コンプライアンス規程」のもと、コンプライアンス担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、当社内にCSR推進部門を組織して教育・浸透策を実施し、高千穂交易グループ全体のコンプライアンス体制を整備・推進する。
- ④ 内部通報制度として「ヘルプライン規程」を制定し、社外の弁護士等を含む複数の窓口を設置する。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等に対しては、毅然とした態度で臨み、不当、不法な要求には一切応じない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「情報セキュリティ基本規程」「文書管理規程」を制定し、社長を委員長とする「情報セキュリティ委員会」のもと、取締役の職務執行に係る情報（電磁的記録を含む）を適切に保存・管理する。
- ② 保存する文書の種類及びその期間は「文書管理規程」で定める。
- ③ 取締役及び監査役は、いつでも、取締役の職務執行に係る情報を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「危機管理規程」「情報セキュリティ基本規程」を制定し、それぞれ社長を委員長とする委員会を設置・運用する。
- ② 取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を脅かすリスク（不確実性）に対処すべく、高千穂交易グループの横断的なリスクマネジメント体制を整備し、リスク予防と対策の専任部門を設置して運用する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、「取締役会規程」のもと、取締役会付議基準及び報告基準を定めるほか、各取締役の職務分担及び権限と責任を明確にし、経営の基本方針・重要課題や中期経営計画・経営戦略の策定及び進捗確認等を行う。
- ② 執行役員制度を導入し、「執行役員規程」のもと、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して、取締役の職務の効率化を図る。
- ③ 期初に「中期経営計画」「年度経営方針」「年度予算」を策定し、方針の徹底と進捗の確認を定期的に行う。
- ④ 内部監査部門は、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層及び監査役会に報告する。

- (5) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①「高千穂取引グループCSR憲章」「高千穂取引グループ企業行動規範」「コンプライアンス規程」に基づいた事業運営を追求し、当社の諸体制を規範に、各子会社の事情に対応した体制を整備する。
 - ② 子会社の取締役及び監査役を当社から派遣して、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の取締役の業務執行状況を監査する。
 - ③ 子会社は、四半期毎に当社で開催する会議において、事業計画の進捗状況を報告する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する体制、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役がその職務の執行に必要とした場合は、監査役の業務補助のため、取締役から独立した補助者を置く。
 - ② 監査役補助者は、監査役の指揮命令に従って職務を行い、その人事・異動・評価は、監査役と事前に協議する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は取締役会に出席するほか、業務の執行状況を把握するため、執行役員会、全社会議や部門別予算分析会議などの重要な会議に出席し、報告・説明を受ける。
 - ② 取締役及び使用人は、会社の業務・業績に影響を与える重要な事項について報告する。
 - ③ 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項については、重要会議への出席及び重要書類の閲覧によるほか、監査役は、いつでも、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ④ 監査役は、内部監査部門に内部監査情報を求めることができるほか、内部監査報告書及び指摘事項等が回付されるとともに、内部監査報告会等に出席し、報告・説明を受ける。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役と監査役は、定期的に会合を持ち、経営課題等の意見交換をする。
 - ② 会計監査人と監査役は、定期的に会合を持ち、会計監査等の意見交換をする。

2. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めていくものでなければならずと考えています。

当社グループは、独立系技術商社として、創業以来「創造」を事業活動の原点に据え、常に海外の先端技術・商品を広く探求し、日本の市場に紹介してまいりました。また、創業から59年を通して、「テクノロジーをとおしてお客様のご満足を高め、技能と人間性を磨いて世界に通用する信頼を築き、力を合わせて豊かな未来を拓き社会に貢献する」企業理念の

実現に努めてまいりました。

このような企業理念に基づき、国内各業界の多くの有力企業をお客様とし、海外の有力先端メーカーとの信頼関係、そして海外の先端技術・商品を扱う人材・技術サポート・情報・先端技術探求ネットワーク網などの当社独自の事業ノウハウと快活な先取り精神の社風を築き、持続的な成長により企業価値を高めてまいりました。

当社取締役会は、経営支配権の異動を目的とした株式の大規模買付行為または提案であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであれば、これを一概に否定するのではなく、これを受け入れるかどうかは、原則として、当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えています。そのために当社は、大規模買付者及び当社取締役会の双方から当社株主の皆様への必要かつ十分な情報・意見・提案などの提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間が確保される必要があることに加え、株主の皆様をはじめとするステークホルダーのために、当社取締役会による代替案が十分に検討できる機会・時間を確保し、かつ必要に応じて大規模買付者と交渉を行うこと等の当社取締役会の対応を可能とするため、一定の合理的・客観的な仕組みが必要と考えています。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、独立系技術商社の強みを活かし、事業系列や資本系列に捉われることなく、自らの企業理念に従い、市場ニーズを捉え、迅速かつ闊達に世界の先端商材・技術を発掘し、市場に紹介・提供することこそが、当社の有する優位的経営手法であり、収益と成長の維持拡大に欠かせないこと、ひいては企業価値及び株主共同の利益の源泉と考えています。

現在、当社グループでは、新たな成長戦略の下、「安全・安心・快適」「ビジネスセキュリティ」を事業コンセプトに、「独自の付加価値の創出」と「グローバルビジネスの本格展開」を推し進めております。こうした取り組みにより、強固な収益基盤の構築と事業規模の拡大を図り、企業価値ひいては株主共同の利益向上に邁進してまいります。

また、当社グループは、企業市民として果たすべき「CSR(企業の社会的責任)」を強く認識し、責任ある誠実で透明な経営活動の継続的な実施を通して、あらゆるステークホルダーから信頼される経営を進め、企業価値の向上に努めてまいります。

(3) 当社株式の大規模な買付行為に関する対応策(買収防衛策)の仕組み

当社は、平成19年11月6日開催の当社取締役会において、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為(いずれも、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。本対応策において、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に対する対応策(以下、「本プラン」といいます。)の導入を決議し、その後の当社第57回及び第59回定時株主総会において、その継続を株主

の皆様にご承認いただいております。その概要は以下のとおりです。

① 大規模買付ルールの設定

大規模買付者が、大規模買付行為を行うに際しては、大規模買付者の概要や大規模買付行為の目的及び内容等に関する情報、大規模買付ルールに従うことを誓約する旨の「意向表明書」等を当社取締役会宛に提出していただきます。

② 当社取締役会の評価・検討

当社取締役会は、大規模買付者からの大規模買付情報の提供が完了した後、一定の期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)を設け、当該情報の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案にあたります。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は、取締役会から独立した組織として設置された独立委員会に諮問し、かつ外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会としての意見をとりまとめ開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

③ 大規模買付行為がなされた場合の対応

当社取締役会が、大規模買付行為の内容を評価・検討し、大規模買付者との協議・交渉の結果、大規模買付行為が以下のような要件に該当し、一定の措置をとることが相当であると判断した場合には、取締役会評価期間の開始又は終了の如何を問わず、新株予約権無償割当て等、会社法その他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置をとることがあります。

(イ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

(ロ) 大規模買付者が企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

(ハ) 強圧的二段階買収など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

(ニ) 大規模買付者による支配権取得により、ステークホルダーの利益が損なわれ、それによって長期的に企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される場合

(ホ) 買付けの条件が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付けである場合

(4) 本プランの客観的合理性

本プランが、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由として、以下のことが言えます。

① 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を完全に

充足しています。また、本プランは、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案した内容となっております。

② 株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

③ 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会の決議により継続されたものです。また、本プランの有効期限(平成24年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時まで)の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

④ 独立した委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの採用にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大規模買付ルールが発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、弁護士、公認会計士等のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます。

当社株式に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に大規模買付ルールが発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

⑤ 合理的な客観的発動要件の設定

大規模買付ルールは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものと言えます。

⑥ 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、独立した第三者(財務アドバイザー・公認会計士・弁護士・コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができることとされています。これによ

り、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

- ⑦ デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと
本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

- (注) 1. 特定株主グループとは、①当社の株式等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の所有者(同法第27条の23第1項に規定する所有者をいい、同条第3項に基づき所有者に含まれる者を含みます。)及びその共同所有者(同法第27条の23第5項に規定する共同所有者をいい、同条第6項に基づき共同所有者とみなされる者を含みます。)、又は②当社の株式等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。
2. 議決権割合とは、①特定株主グループが、注1の①の記載に該当する場合は、当社の株式等の所有者の株式等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該所有者の共同所有者の保有株式等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)、又は②特定株主グループが、注1の②の記載に該当する場合は、当社の株式等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株式等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,949,481	流動負債	2,855,605
現金及び預金	6,742,907	支払手形及び買掛金	1,830,616
受取手形及び売掛金	5,282,125	未払法人税等	165,948
有価証券	500,000	賞与引当金	288,378
商品及び製品	2,094,406	役員賞与引当金	13,998
繰延税金資産	166,184	その他	556,662
その他	173,860	固定負債	894,377
貸倒引当金	△10,004	長期未払金	102,965
固定資産	2,371,706	退職給付引当金	717,866
有形固定資産	511,110	役員退職慰労引当金	4,990
建物及び構築物	34,237	その他	68,555
土地	334,279	負債合計	3,749,982
その他	142,593	(純資産の部)	
無形固定資産	133,615	株主資本	13,587,105
ソフトウェア	45,318	資本金	1,193,814
電話加入権	10,952	資本剰余金	1,156,397
その他	77,343	利益剰余金	11,255,362
投資その他の資産	1,726,980	自己株式	△18,468
投資有価証券	1,026,951	その他の包括利益累計額	△26,722
繰延税金資産	406,770	その他有価証券評価差額金	43,051
その他	311,368	為替換算調整勘定	△69,774
貸倒引当金	△18,109	新株予約権	10,822
		純資産合計	13,571,205
資産合計	17,321,187	負債及び純資産合計	17,321,187

連結損益計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		18,200,759
売上原価		13,616,854
売上総利益		4,583,905
販売費及び一般管理費		3,760,526
営業利益		823,378
営業外収益		
受取利息及び配当金	18,118	
為替差益	67,964	
その他営業外収益	11,844	97,927
営業外費用		
支払利息	1,734	
その他営業外費用	1,307	3,042
経常利益		918,264
特別利益		
投資有価証券売却益	1,560	1,560
特別損失		
固定資産除却損	14,617	
固定資産売却損	27,082	
投資有価証券評価損	10,100	
会員権売却損失	2,961	
減損損失	87,945	
事務所移転費用	1,173	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	11,716	155,598
税金等調整前当期純利益		764,226
法人税、住民税及び事業税	228,843	
法人税等調整額	115,871	344,714
少数株主損益調整前当期純利益		419,511
当期純利益		419,511

連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
前 期 末 残 高	1,193,814	1,156,397	11,078,588	△18,451	13,410,348
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△242,737		△242,737
当期純利益			419,511		419,511
自己株式の取得				△16	△16
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	—	176,773	△16	176,756
当 期 末 残 高	1,193,814	1,156,397	11,255,362	△18,468	13,587,105

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
前 期 末 残 高	80,518	△47,001	33,517	4,805	13,448,670
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			—		△242,737
当期純利益			—		419,511
自己株式の取得			—		△16
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△37,467	△22,772	△60,240	6,017	△54,222
当期変動額合計	△37,467	△22,772	△60,240	6,017	122,534
当 期 末 残 高	43,051	△69,774	△26,722	10,822	13,571,205

連結注記表

記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 …… 5社

連結子会社の名称 …… (株)エスキューブ
高千穂コムテック(株)
ジェイエムイー(株)
TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD.
提凱貿易(上海)有限公司

② 非連結子会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD. 及び提凱貿易(上海)有限公司の決算日は、12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

a. 満期保有目的の債券……償却原価法(定額法)を採用しております。

b. その他有価証券

時価のあるもの ……連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。)

時価のないもの ……総平均法による原価法を採用しております。

(ロ) たな卸資産

……当社は移動平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、連結子会社は主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

② 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産 …… 当社及び一部の連結子会社の工具器具備品は定額法、当社の建物、構築物及び車両運搬具ならびに一部の連結子会社の有形固定資産は定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

工具器具備品 2年～20年

また平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(ロ) 無形固定資産 …… 定額法を採用しております。なお、償却年数については、自社利用のソフトウェアについては、社内における使用可能期間(5年)、販売目的ソフトウェアについては、見積有効年数(3年)によっております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 …… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討して計上しております。

(ロ) 賞与引当金 …… 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(ハ) 役員賞与引当金 …… 役員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

- (ニ) 退職給付引当金 …… 従業員の退職金支給に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を費用処理しております。
- 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を発生年度の翌連結会計年度より費用処理しております。
- また、執行役員の退職金の支払に備えるため、執行役員の内規に基づく当連結会計年度の末日における基準額を計上しております。
- (ホ) 役員退職慰労引当金 …… 一部の連結子会社は、役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度の末日における基準額を計上しております。
- ④ 外貨建ての資産または負債の本邦通貨への換算基準 …… 外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、ならびに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- ⑤ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 …… 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。
- ⑥ 消費税等の会計処理 …… 税抜方式を採用しております。

(5) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。なお、これにより、営業利益、経常利益がそれぞれ382千円減少し、税金等調整前当期純利益が12,099千円減少しております。

(6) 表示方法の変更

(連結損益計算書)

会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結損益計算書において「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示する方法に変更しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額…… 523,187千円

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
岡山県久米郡美咲町塩気 他 3件	遊休資産	土地

当社グループは、原則として、事業用資産については事業の種類を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、回収可能価額が帳簿価額を下回っている資産グループについては、減損損失87,945千円を認識しております。減損損失の内訳は全て土地であります。

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額を基に算出しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 10,140,300株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	121,369	12円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月28日
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	121,368	12円00銭	平成22年9月30日	平成22年12月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成23年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	121,368	12円00銭	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、商社活動を行うために必要な資金は手許資金で賄っております。資金運用については安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程等に従い軽減を図っております。為替の変動リスクについては、外国為替取扱要領に従い実需取引に基づき為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業に関連する株式であります。市場価格の変動リスクについては、定期的到时価や財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。満期保有目的の債券は資金管理取扱要領に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

支払手形及び買掛金は、短期間で決済されるものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 23 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
①現金及び預金	6,742,907	6,742,907	—
②受取手形及び売掛金	5,282,125	5,282,125	—
③有価証券及び投資有価証券			
(イ)満期保有目的の債券	500,000	500,000	—
(ロ)その他有価証券	976,842	976,842	—
④支払手形及び買掛金	(1,830,616)	(1,830,616)	—

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 50,109 千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③有価証券及び投資有価証券(ロ)その他有価証券」には含めておりません。

6. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額……………	1,340円74銭
(2) 1 株当たり当期純利益……………	41円48銭

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,287,914	流動負債	2,412,855
現金及び預金	6,121,343	支払手形	333,461
受取手形	847,986	買掛金	1,232,214
売掛金	3,838,630	リース債務	2,964
有価証券	500,000	未払金	239,675
商品及び製品	1,648,034	未払法人税等	109,000
前払費用	126,652	前受金	221,596
繰延税金資産	139,016	賞与引当金	245,753
その他流動資産	72,237	役員賞与引当金	9,150
貸倒引当金	△5,987	その他流動負債	19,040
固定資産	2,643,842	固定負債	814,454
有形固定資産	502,286	リース債務	3,364
建物	24,375	長期未払金	102,965
構築物	9,855	退職給付引当金	692,624
車両運搬具	1,006	預り保証金	15,500
工具器具備品	127,144		
土地	334,279	負債合計	3,227,310
リース資産	5,625		
無形固定資産	121,805	(純資産の部)	
電話加入権	8,161	株主資本	12,650,571
施設利用権	2,397	資本金	1,193,814
ソフトウェア	43,912	資本剰余金	1,156,397
その他無形固定資産	67,333	資本準備金	1,156,268
投資その他の資産	2,019,750	その他資本剰余金	128
投資有価証券	1,026,951	利益剰余金	10,318,828
関係会社株式	297,619	利益準備金	198,875
長期貸付金	16,000	その他利益剰余金	10,119,953
会員権	14,275	別途積立金	9,395,000
敷金・保証金	265,406	繰越利益剰余金	724,953
繰延税金資産	396,524	自己株式	△18,468
その他投資	21,103	評価・換算差額等	43,051
貸倒引当金	△18,130	その他有価証券評価差額金	43,051
		新株予約権	10,822
		純資産合計	12,704,445
資産合計	15,931,756	負債及び純資産合計	15,931,756

損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		16,186,340
売 上 原 価		12,512,612
売 上 総 利 益		3,673,728
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,112,425
営 業 外 利 益		561,302
受 取 利 息 及 び 配 当 金	108,303	
為 替 差 益	65,880	
そ の 他 営 業 外 収 益	11,108	185,292
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,331	
そ の 他 営 業 外 費 用	1,295	2,626
経 常 利 益		743,969
特 別 利 益		
特 別 投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,560	1,560
特 別 固 定 資 産 除 却 損	13,621	
固 定 資 産 売 却 損	27,082	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	10,100	
会 員 権 売 却 損 失	2,961	
減 損 損 失	87,945	
事 務 所 移 転 費 用	91	
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	11,716	153,520
税 引 前 当 期 純 利 益		592,009
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	120,098	
法 人 税 等 調 整 額	109,438	229,536
当 期 純 利 益		362,472

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金
前 期 末 残 高	1,193,814	1,156,268	128	198,875	9,395,000	605,218
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△242,737
当期純利益						362,472
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	119,734
当 期 末 残 高	1,193,814	1,156,268	128	198,875	9,395,000	724,953

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
前 期 末 残 高	△18,451	12,530,853	80,518	4,805	12,616,177
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△242,737			△242,737
当期純利益		362,472			362,472
自己株式の取得	△16	△16			△16
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		—	△37,467	6,017	△31,449
当期変動額合計	△16	119,717	△37,467	6,017	88,268
当 期 末 残 高	△18,468	12,650,571	43,051	10,822	12,704,445

個別注記表

記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式……総平均法による原価法を採用しております。
- ② 満期保有目的の債券……償却原価法(定額法)を採用しております。
- ③ その他有価証券

時価のあるもの……事業年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。)

時価のないもの……総平均法による原価法を採用しております。

- (2) たな卸資産の評価基準及……移動平均法による原価法(貸借対照表価額は、
び評価方法 収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

建物、構築物及……定率法を採用しております。

車両運搬具 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

また平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

工具器具備品……定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

工具器具備品 2年～20年

また平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

- ② 無形固定資産……定額法を採用しております。なお、償却年数については、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)、販売目的のソフトウェアについては、見積有効年数(3年)によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討して計上しております。

② 賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金……役員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

④ 退職給付引当金……従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による按分額を費用処理しております。数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による按分額を発生年度の翌期より費用処理しております。

また、執行役員の内規に基づく当事業年度の末日における基準額を計上しております。

(5) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準……当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

(6) 消費税等の会計処理……税抜方式を採用しております。

(7) 重要な会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。なお、これにより、営業利益、経常利益がそれぞれ382千円減少し、税引前当期純利益が12,099千円減少しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額……	508,189千円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務……短期金銭債権	268,498千円
……長期金銭債権	16,000千円
……短期金銭債務	24,720千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高……	売上高	1,563,301千円
	仕入高	150,027千円
	営業取引以外の取引高	17,250千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
岡山県久米郡美咲町塩気 他 3件	遊休資産	土地

当社は、原則として、事業用資産については事業の種類を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、回収可能価額が帳簿価額を下回っている資産グループについては、減損損失87,945千円を認識しております。減損損失の内訳は全て土地であります。

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額を基に算出しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	26,233株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
土地評価損	327,821千円
退職給付引当金	277,049千円
有価証券評価損	118,967千円
賞与引当金	98,301千円
長期未払金	41,186千円
商品評価損	16,861千円
その他	117,852千円
<hr/>	<hr/>
繰延税金資産小計	998,039千円
評価性引当額	△458,572千円
<hr/>	<hr/>
繰延税金資産合計	539,466千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	3,926千円
<hr/>	<hr/>
繰延税金負債合計	3,926千円
<hr/>	<hr/>
繰延税金資産の純額	535,540千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、工具器具備品等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

取得価額相当額	85,928千円
減価償却累計額相当額	67,764千円
<hr/>	<hr/>
期末残高相当額	18,163千円

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	15,862千円
1年超	5,299千円
<hr/>	<hr/>
合計	21,161千円

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額……………	1,255円05銭
(2) 1株当たり当期純利益……………	35円84銭

独立監査人の監査報告書

平成23年5月16日

高千穂交易株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 倉 邦 路 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 千 葉 通 子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高千穂交易株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高千穂交易株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成23年5月16日

高千穂交易株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 倉 邦 路 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 千 葉 通 子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高千穂交易株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び新日本有限責任監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月18日

高千穂交易株式会社 監査役会

常勤監査役	武智良泰	ⓧ
社外監査役	柴崎伸雄	ⓧ
社外監査役	小海正勝	ⓧ
社外監査役	石原良一	ⓧ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項

当社普通株式1株につき金12円といたしたいと存じます。

なお、この場合における配当総額は、121,368,804円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案：取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役 石坂文人氏が辞任により退任いたしますので、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
まつ たに とう いち ろう 松 谷 東 一 郎 (昭和19年1月29日生)	昭和41年4月 株式会社富士銀行入行 平成5年6月 同 取締役総合事務部長 平成6年6月 同 取締役システム開発部長 平成8年6月 株式会社富士ビジネスエイジェンシー 代表取締役社長 平成14年2月 みずほビジネスサービス株式会社 代表取締役社長 平成18年3月 株式会社みずほ銀行常勤監査役 <重要な兼職の状況> 大同メタル工業株式会社 社外監査役	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松谷東一郎氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定です。
3. 松谷東一郎氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
4. 松谷東一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験や幅広い見識を、当社の経営に活かしていただくためであります。
5. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第32条において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定めております。これに基づき、社外取締役候補者である松谷東一郎氏につきまして、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は以下のとおりであります。
- ①社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ②上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案：監査役2名選任の件

監査役 小海正勝、石原良一の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	こ う み ま さ か つ 小 海 正 勝 (昭和16年3月2日生)	昭和40年4月 弁護士登録 昭和43年4月 高田・小海法律事務所開設 平成12年6月 財団法人東京都予防医学協会監事(現任) 平成15年6月 財団法人予防医学事業中央会監事(現任) 平成16年4月 中央大学法科大学院特任教授 平成19年6月 当社監査役(現任) <重要な兼職の状況> 日本風力開発株式会社 社外監査役	1,600株
2	い し は ら り ょ う い ち 石 原 良 一 (昭和19年7月21日生)	昭和43年4月 アーサーアンダーセン会計事務所入所 昭和50年10月 公認会計士登録 平成2年9月 センチュリー監査法人(現:新日本有限責任監査法人)代表社員 平成14年6月 新日本監査法人(現:新日本有限責任監査法人)理事経理部担当 平成19年7月 当社監査役(現任)	1,600株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小海正勝、石原良一の両氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 小海正勝氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
4. 小海正勝氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有しており、客観的な立場から当社の経営を監査されることを期待して、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は企業経営に直接関与したことはございませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
5. 石原良一氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、客観的な立場から当社の経営を監査されることを期待して、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は企業経営に直接関与したことはございませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
6. 小海正勝、石原良一の両氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
7. 当社は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第43条において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を限定する契

約を締結できる旨定めております。これにより、社外監査役候補者である小海正勝、石原良一の各氏につきまして、当社との間で責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は以下のとおりであります。

- ①社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ②上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

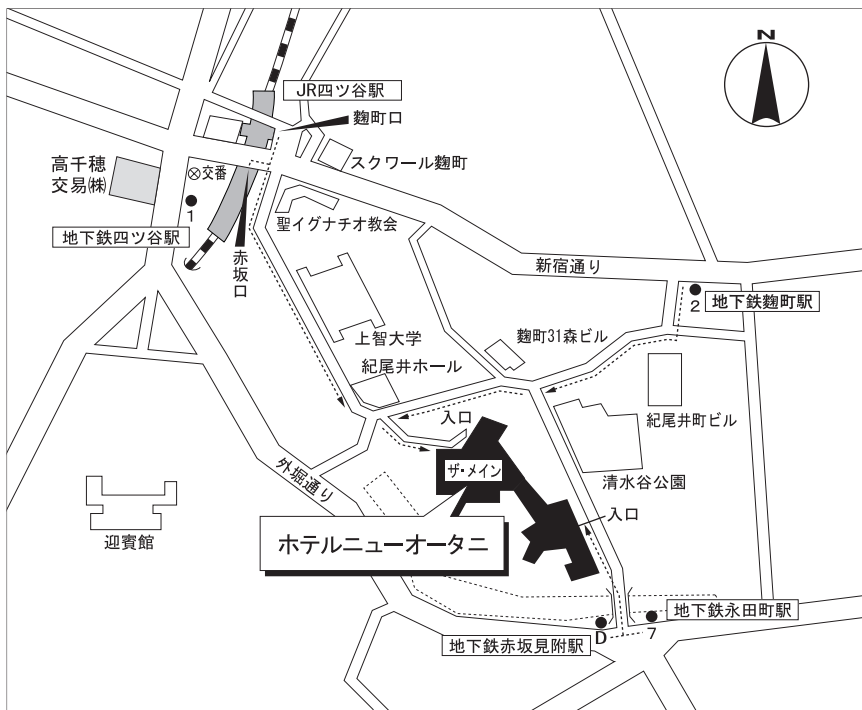
<メ モ>

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ ザ・メイン宴会場階 「鶴東の間」
TEL (03) 3265-1111 (代)

- 交通**
- ① 東京メトロ有楽町線・半蔵門線・南北線『永田町』駅(7番出口)から徒歩5分
 - ② 東京メトロ丸の内線・銀座線『赤坂見附』駅(D:紀尾井町出口)から徒歩5分
 - ③ 東京メトロ有楽町線『麹町』駅(2番出口)から徒歩6分
 - ④ 東京メトロ丸の内線・南北線『四ツ谷』駅(1番出口)から徒歩12分
 - ⑤ JR総武線・中央線『四ツ谷』駅(赤坂口)から徒歩12分
 - ⑥ JR総武線・中央線『四ツ谷』駅(麹町口)から徒歩12分



お願い

1. 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮ください。
2. お手荷物はクロークにお預けいただきますよう、お願い申し上げます。